

原動機付自転車の自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）の更新漏れについて

堺市財産活用課が管理する原動機付自転車 1 台（中区役所使用分）において自動車損害賠償責任保険（以下、「自賠責保険」）が更新漏れの状態であることに気付かず区役所業務用の車両として運行していたことが判明しました。

市民の皆様に深くお詫びし、再発防止に向けて、車両維持のチェック体制の強化に努めます。

1 自賠責保険満了日

令和 6 年 5 月 28 日（火）正午

2 自賠責保険満了日以降の使用期間

令和 6 年 5 月 28 日（火）正午～9 月 10 日（火）

3 自賠責保険満了日以降の総走行距離

808km（使用回数：69 回）

4 経過

- ・当該原動機付自転車は、自賠責保険満了日の令和 6 年 5 月 28 日（火）までに保険更新手続きを行うべきところ、満了日に気付かず更新手続きを行っていませんでした。
- ・令和 6 年 9 月 10 日（火）に、保険会社から保険期間が終了している旨のはがきが財産活用課に届き、更新手続きを行っていなかったことが判明しました。
- ・判明後、ただちに当該原動機付自転車の使用を停止し、財産活用課が管理する他の原動機付自転車（13 台）とその他車両について、自賠責保険及び車検の期限切れがないことを確認しました。
- ・また、消防局及び上下水道局にも情報共有を行い、各局所有の原動機付自転車及びその他車両について、自賠責保険及び車検の期限切れがないことを確認しました。
- ・なお、本件については 9 月 11 日（水）に中堺警察署に報告しました。

5 原因

- ・財産活用課において、原動機付自転車の自賠責保険満了日を把握し、満了日までに保険加入の手続きを行う必要がありましたが、当該原動機付自転車については、満了日の確認ができていませんでした。
- （なお、通常は保険期間満了までに自賠責保険の代理店から保険更新対象車両の案内が送付されますが、本件について代理店にも確認したところ、保険の更新案内が送付されたかどうかについては確認できませんでした。）

6 再発防止

- (1) 車両保険事務を担当する財産活用課において、年度当初に原動機付自転車の保険更新に関する予定表を作成し、月ごとに複数担当者によるチェックを徹底します。
- (2) 車両使用時に自賠責保険証明書もしくは自賠責標章で保険期間を確認し、保険が更新されていることの確認を徹底します。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課：財政局 財政部 財産活用課 電 話：072-228-7409 ファックス：072-228-7856
----------------------------	---